

お 知 ら せ

建設工事関連業務委託について前払金制度を導入します。

1 制度の概要

- (1) 対象業務 契約金額300万円以上の土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量に係る業務委託
- (2) 前払金 契約金額の30%以内の額（限度額5,000万円）
- (3) 必要書類 前払金保証事業会社の保証書

2 施行日 平成21年8月10日以降に契約する業務委託